

## 第1章 生活の安定

【第1章の構成】

第1章 生活の安定		
第1節	復旧事業の推進	P.521
第2節	被災者の生活再建等の支援	P.523
第3節	中小企業の復興支援	P.528
第4節	農林漁業関係者の復興支援	P.529
第5節	ライフライン等の復旧	P.530

## 第1節 復旧事業の推進

### 【第1節の施策体系】

第1節 復旧事業の推進	第1 被害の調査	P.521
	主担当：危機管理室、財政局	
	第2 公共施設等の復旧	P.521
	主担当：危機管理室、財政局	
	第3 激甚災害の指定	P.522
	主担当：危機管理室、財政局	
	第4 激甚災害指定による財政援助	P.522
	主担当：危機管理室、財政局	
	第5 特定大規模災害	P.522
	主担当：危機管理室	

市、府及び防災関係機関は、市民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図る。また、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう復旧事業を推進する。

被災地方公共団体は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

なお、男女共同参画の観点から、全ての場・組織に女性の参画を促進し、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

### 第1 被害の調査

【危機管理室、財政局】

市は、防災関係機関と協力し、災害による直接被害額及び復旧事業に要する額等、その他必要な事項等を調査し、速やかに府に報告する。

### 第2 公共施設等の復旧

【危機管理室、財政局】

#### 1 復旧事業計画の作成

市及び防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成する。また、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

## 2 復旧完了予定時期の明示

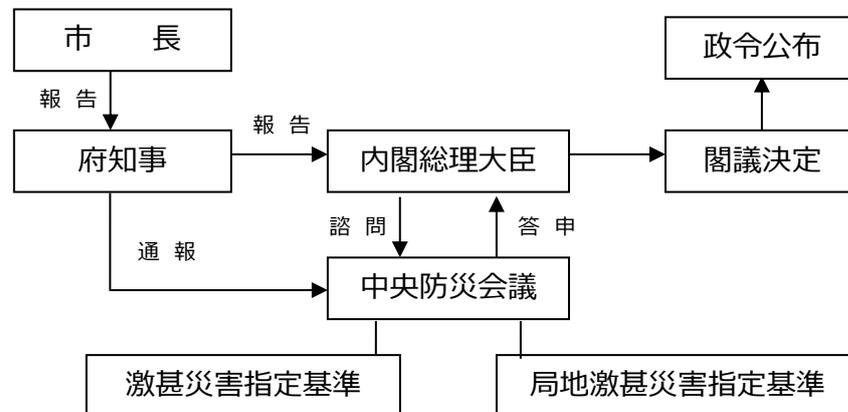
市、府をはじめ防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

## 第3 激甚災害の指定

【危機管理室、財政局】

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、激甚災害法という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な手続を進める。

【激甚災害指定の手続の流れ】



## 第4 激甚災害指定による財政援助

【危機管理室、財政局】

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係書類を作成して知事に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように措置する。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

## 第5 特定大規模災害

【危機管理室】

府は、特定大規模災（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市又は市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。

## 第2節 被災者の生活再建等の支援

### 【第2節の施策体系】

第2節 被災者の 生活再建等の 支援	第1 罹災証明書の発行・交付	P.523
	主担当：区役所、財政局、産業振興局	
	第2 災害弔慰金等の支給	P.524
	主担当：危機管理室、健康福祉局、区役所	
	第3 災害援護資金・生活資金等の貸付け	P.524
	主担当：危機管理室、健康福祉局、区役所	
第4 租税等の減免及び徴収猶予等	P.525	
	主担当：財政局	
第5 住宅の確保	P.525	
	主担当：建築都市局	
第6 被災者生活再建支援金	P.526	
	主担当：危機管理室、健康福祉局、区役所	

市は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給し、生活の安定を図るため、資金の貸付等を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行い、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

### 第1 罹災証明書の発行・交付

【区役所、財政局、産業振興局】

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立する。また、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度の調査にあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する等、適切な手法により実施する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約し、デジタル技術を活用した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

また、被害が複数の市町村に渡る場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

## 第2 災害弔慰金等の支給

【危機管理室、健康福祉局、区役所】

### 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

市は、「堺市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき支給する。

- (1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。
  - ア 本市の区域において5世帯以上の住家が滅失した災害
  - イ 府内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
  - ウ 府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
  - エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合
- (2) 次の場合、支給を制限する。
  - ア 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合
  - イ 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合
- (3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。
- (4) 災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

### 2 災害見舞金

市は、「堺市災害応急救助要綱」に基づき、被災世帯に対して見舞金を支給する。

## 第3 災害援護資金・生活資金等の貸付け

【危機管理室、健康福祉局、区役所】

市及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

### 1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「堺市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、被災者に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

### 2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、府内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

#### 第4 租税等の減免及び徴収猶予等

【財政局】

- 1 国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 2 府は、「地方税法」及び「大阪府税条例」に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
  - (1) 申告、納入若しくは納付期限の延長
  - (2) 府税の還付又は減免
  - (3) 徴収猶予
  - (4) 滞納処分の執行停止、換価猶予
- 3 市は、地方税法及び堺市市税条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 4 国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

#### 第5 住宅の確保

【建築都市局】

市は、関係機関と連携の上、住宅の供給促進を図り、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

##### 1 相談窓口の設置

市は、住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じ、また、情報の提供を行う。

##### 2 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実情に沿った施策を推進する。

##### 3 公的賃貸の供給促進

市は、府、民間、大阪府住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

- (1) 府営住宅、市営住宅（公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅等）、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き室活用

既存の空き室若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災した市民の住宅として活用できるよう配慮する。

- (2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

#### 4 災害復興住宅資金の貸付け

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

#### 5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

### 第6 被災者生活再建支援金

【危機管理室、健康福祉局、区役所】

#### 1 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

#### 2 被災者生活再建支援制度の概要

##### (1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

##### (2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る。）。

##### (3) 支給対象世帯

自然災害により、

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

・上記(3)ア～ウの世帯 100万円

・上記(3)エの世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

・住宅を建設又は購入した場合

上記(3)ア～エの世帯 200万円

上記(3)オの世帯 100万円

・住宅を補修した場合

上記(3)ア～エの世帯 100万円

上記(3)オの世帯 50万円

・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く）

上記(3)ア～エの世帯 50万円

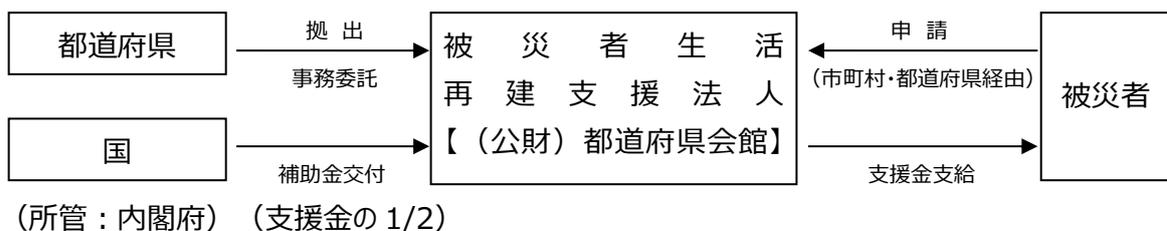
上記(3)オの世帯 25万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。（中規模半壊世帯は1/2）

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次図のとおり。



## 第3節 中小企業の復興支援

【第3節の施策体系】

第3節 中小企業の 復興支援	第1 市の措置	P.528
	主担当：産業振興局	
	第2 融資の種類	P.528
	主担当：産業振興局	

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

なお、市及び府は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築する等、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

### 第1 市の措置

【産業振興局】

中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握等、府の講ずる措置に協力する。  
また、堺商工会議所と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。

### 第2 融資の種類

【産業振興局】

#### 1 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

#### 2 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

#### 3 府の災害等対策資金及び経営安定対策資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用する等により、融資を実施する。

## 第4節 農林漁業関係者の復興支援

### 【第4節の施策体系】

第4節 農林漁業関係者 の復興支援	第1 市の措置	P.529
	主担当：産業振興局	
	第2 資金の融資	P.529
	主担当：産業振興局	

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復及び経営の安定を図るため、資金の融資が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

### 第1 市の措置

【産業振興局】

農林漁業関係団体を通じて、支援制度の周知徹底を図り、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

### 第2 資金の融資

【産業振興局】

融資機関は、被災した農林漁業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

#### 1 天災融資資金（天災融資法）

天災により経営に著しい影響を受けた農林水産業者に低利の経営資金を融資する。発動主体は国で、府県をまたがる災害に適用される。

#### 2 大阪府農林漁業経営安定資金

天災により経営に著しい影響を受けた農林水産業者に低利の経営資金を融資する。発動主体は府で、市町村をまたがる災害に適用される。

#### 3 農林漁業セーフティネット資金

天災により経営に著しい影響を受けた農林水産業者に低利の経営資金を融資する。発動主体は日本政策金融公庫。

## 第5節 ライフライン等の復旧

【第5節の施策体系】

第5節 ライフライン等 の復旧	第1 道路	P.531
	主担当：建設局、近畿地方整備局、府	
	第2 上水道・工業用水道	P.531
	主担当：上下水道局・大阪広域水道企業団	
	第3 下水道	P.532
	主担当：上下水道局	
	第4 電力	P.532
	主担当：関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社	
	第5 ガス	P.532
	主担当：大阪ガスネットワーク株式会社	
	第6 電気通信	P.533
	主担当：NTT 西日本株式会社（関西支店）、 株式会社 NTT ドコモ（関西支社）、 KDDI 株式会社（関西総支社）、 ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	
	第7 共同溝・電線共同溝	P.533
	主担当：建設局、近畿地方整備局、府	
	第8 放送	P.534
	主担当：NHK、一般放送事業者	
	第9 鉄軌道	P.534
	主担当：鉄軌道事業者	

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざす。

道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

また、広報については、各事業者の被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、各種媒体で復旧状況等広報することで幅広い情報伝達を図り市民の安心につなげる。

## 第1 道路

【建設局、近畿地方整備局、府】

### 1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を作成する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン事業者を含む被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

### 2 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等、様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

### 3 協議の場の設置

被災地への円滑な物資輸送等を実施するため、国、府、市、警察等から構成される渋滞対策を協議する場を設置する。

## 第2 上水道・工業用水道

【上下水道局、大阪広域水道企業団】

### 1 復旧計画

下水道管路対策本部及び下水道施設対策本部と連携し、迅速かつ効果的な復旧計画の策定を行う。

- (1) 水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、医療機関等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、日本水道協会大阪府支部長を通じて他都市水道事業体に協力を要請する。また、19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書の応援幹事都市や災害協定締結企業等に協力を要請し体制を確保する。

### 2 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等、様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

### 第3 下水道

【上下水道局】

#### 1 復旧計画

- (1) 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、他の公共団体に協力を要請する。また、災害協定の締結企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。
- (4) 水道対策本部と連携し、迅速かつ効果的な復旧計画の策定を行う。

#### 2 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等、様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

### 第4 電力

【関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社】

#### 1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。
- (3) 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災等の二次災害の防止に努める。

#### 2 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等、様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

### 第5 ガス

【大阪ガスネットワーク株式会社】

#### 1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加

味した復旧計画を策定する。

- (2) 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (4) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (5) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続の合理化に努める。
  - ア 復旧時における仮配管及び導管地中残置。(ただし、緊急時で一時的なものに限る。)
  - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付申請の迅速化。

## 2 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等、様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

## 第6 電気通信

【NTT 西日本株式会社（関西支店）、株式会社 NTT ドコモ（関西支店）、KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社】

### 1 復旧計画

- (1) 復旧にあたっては、被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

### 2 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等、様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報に努める。

## 第7 共同溝・電線共同溝

【建設局、近畿地方整備局、府】

### 1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、ライフライン事業者を含む被災状況、道路状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

## 2 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ等、様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

## 第8 放送

【NHK、一般放送事業者】

### 1 復旧計画

- (1) 被災した施設及び設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。
- (2) 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。
- (3) 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシ又は新聞等の部外広報機関を利用して周知し、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

## 2 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等、様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況等の広報に努める。

## 第9 鉄軌道

【鉄軌道事業者】

### 1 復旧計画

- (1) 鉄軌道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- (2) 復旧に当たり、可能な限り区間別の復旧予定時期の目安を明示する。
- (3) 鉄軌道事業者は、所要の手続を行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用すること等により、鉄軌道の迅速な復旧に努める。

## 2 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等、様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

## 第 2 章 復興の基本方針

【第 2 章の構成】

第 2 章 復興の基本方針		
第 1 節	復興の基本方針	P.536

## 第1節 復興の基本方針

【第1節の施策体系】

第1節 復興の基本方針	第1 復興本部の設置	P.536
	主担当：危機管理室	
	第2 基本方針の決定	P.536
	主担当：危機管理室	
	第3 原状復旧	P.536
	主担当：各局共通	
	第4 復興計画の作成	P.536
	主担当：各局共通	

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件を検討する。

### 第1 復興本部の設置

【危機管理室】

市は、大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

復興対策本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、国の復興基本方針及び府の復興方針に即して、単独で又は府と共同して復興計画を策定する。また、復興にむけた全体像を市民に明確に示し、復興事業を計画的に推進する。

### 第2 基本方針の決定

【危機管理室】

市は、被災地の速やかな復興・再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災した市民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国・府等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行い、基本方針を決定する。

### 第3 原状復旧

【各局共通】

原状復帰復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

### 第4 復興計画の作成

【各局共通】

1 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の

## 災害復旧・復興対策

### 第2章 復興の基本方針

#### 第1節 復興の基本方針

災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、市は国・府その他関係機関と協議の上、復興計画を策定し、諸事業と調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。

- 2 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や府・国との連携等により、必要な体制を整備する。
- 3 市は、市民の生活安全と環境保全に配慮した災害に強い都市整備を実施するため、市民に対して、新たな都市の展望、計画決定までの手続、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供等を行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのない都市の構築をめざす。